

掛川市告示第97号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、使用料の徴収事務の委託について次のとおり告示する。

平成24年10月24日

掛川市長 松 井 三 郎

- 1 委託を受けた者の名称及び所在地
名 称 小笠山麓開発株式会社
所在地 掛川市掛川910番地の1
- 2 委託した事務の内容
掛川市自転車等駐車場の使用料の徴収に関する事務
- 3 委託期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 委託した施設の名称
掛川駅北第1自転車等駐車場
掛川駅北第2自転車等駐車場
掛川駅南自転車等駐車場